

奈良県薬局機能情報提供制度実施要領

1 目的

この要領は、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下「改正法」という。）による改正後の薬事法（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第8条の2の規定に基づき、医療を受ける者が薬局の選択を適切に行うために必要な情報（以下「薬局機能情報」という。）について、奈良県内で薬局の開設許可を受けている者（以下「薬局開設者」という。）が奈良県知事（以下「知事」という。）に報告する事項及びその方法、奈良県（以下「県」という。）が実施する薬局機能情報の公表方法等に関する具体的な実施方法等を示すことにより、住民・患者等による薬局の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の取扱い

本制度は、薬局開設者が薬局機能情報を知事に対して報告（変更内容の報告を含む）し、知事は、原則、報告を受けた薬局機能情報をそのまま公表するものとする。

薬局開設者は、薬局機能情報について、正確かつ適切な情報を提供するとともに、当該薬局において薬剤師等は、住民・患者等からの相談等に適切に応じるよう努める。

また、薬局開設者は、既に知事に対して報告を行った薬局機能情報について誤りがあることに気がついた場合には知事に対し速やかにその訂正を申し出、それにより知事は速やかに所要の是正措置を行うよう努める。

3 運営体制

- （1）本制度は、奈良県福祉部健康安全局薬務課（以下「薬務課」という。）において運営することを基本とするが、必要に応じて委託又は関係機関との連携を図る。
- （2）地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項に基づき、本制度の実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収、薬局から薬局機能情報の報告がない場合又は虚偽の報告が行われた場合における薬局への指導等）を保健所設置市に委任することができる。ただし、委任した場合においても、本制度の運営については県の責任において行う。
- （3）県は、本制度について外部の法人等へ制度の実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収等）を委託する場合は、住民・患者等への情報提供が円滑に行われるよう、運営に関して委託先と相互に緊密な連携・調整を図る。
- （4）住民・患者等からの薬局機能情報に関する質問・相談及びそれに対する助言等については、原則、薬務課で対応する。
- （5）住民・患者等からの薬局機能情報についての質問・相談に応じ、助言等を行う場合においては、改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4に規定する医療計画に基づく事業ごとの医療連携体制についての情報

提供も行うよう努める。

4 薬局機能情報の報告等

(1) 薬局機能情報の報告・公表事項及び定期報告の時期

県は薬局開設者に対し、薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下「規則」という。）別表第1に掲げる事項及び県が定める事項（別紙「報告及び公表事項」のとおり。）について、様式第1により毎年12月31日現在の事項を翌年の1月31日までに報告を行わせる。

なお県は薬局開設者が報告を行った報告事項のうち、別紙「報告及び公表事項」に掲げる基本情報（（1）薬局の名称、（2）薬局開設者、（3）薬局の管理者、（4）薬局の所在地、（5）電話番号及びファクシミリ番号、（6）営業日及び（7）営業時間）（以下「基本情報」という。）について修正又は変更があった場合には、薬局開設者に対して30日以内に修正又は変更の報告を行わせる。

また、薬局を廃止又は休止若しくは再開した場合には、薬局開設者に対して30日以内に廃止又は休止若しくは再開の報告を行わせる。

(2) 薬局機能情報の報告方法

ア 新たに薬局開設許可を取得した場合について

新たに薬局開設許可を取得した薬局開設者は、許可取得後速やかに奈良県医療機能情報公表システム又は様式第1により知事に報告しなければならない。

イ 情報を修正又は変更した場合について

（ア） 基本情報については、薬局に係る重要な事項であるため、薬局開設者は当該基本情報に修正又は変更があった時点から30日以内に、奈良県医療機能情報公表システム又は様式第2により報告を行わなければならない。

なお、当該報告は、法第10条の規定に基づく開設許可等の事項の変更の届出とは区別して行うものとする。

（イ） 別紙報告及び公表事項のうち、基本情報以外の事項については、定期報告に併せて行っても差しつかえない。なお、薬局開設者は基本情報以外の事項についても本情報提供の主旨にかんがみ随時報告することが望ましい。

（ウ） 奈良県医療機能情報公表システムにより薬局機能情報を修正又は変更した場合には、薬局機能情報の管理・運営の観点から、薬局開設者は修正又は変更した事項について、1月に1回以上を基本に、まとめて様式第2により、知事に報告するものとする。

ウ 薬局を廃止又は休止若しくは再開した場合について

薬局開設者は、薬局を廃止又は休止若しくは再開した場合には、様式第3により報告を行わなければならない。

なお、当該報告は、法第10条の規定に基づく廃止又は休止若しくは再開の届出とは区別して行うものとする。

(3) 薬局機能情報の確認等

県は、薬局開設者から報告された薬局機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、市町村その他の官公署に対し、当該薬局の機能に関する必要な

情報の提供を求めることができる。

また、県は、薬局機能情報の正確性を確保する観点から、定期報告に際して保健所設置市に対し、当該保健所設置市に開設する薬局の機能情報について、照会を行うことができる。

県は、薬局開設者が報告を行わない場合又は虚偽の報告を行ったと認められる場合には、法第72条の3に基づき、期間を定めて、薬局開設者に対し、報告の要請又はその報告内容の是正を行うよう命ずること（以下「是正命令」という。）ができる。

県は、報告された薬局機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行ったにもかかわらず、適切な応答がなされず内容の確認ができない期間や、是正命令を行ってから是正がなされるまでの期間においては、報告された情報のうち、真偽が未確認である情報について、公表することを一時的に停止することができる。この場合において、未確認である当該情報については、照会及び確認の過程である等の旨が住民・患者等に分かるよう、公表ホームページ上の当該項目についてその旨記載する。

県は、薬局が廃止又は休止されているにもかかわらず、薬局開設者からその旨の報告がなされていない場合には、当該薬局にかかる薬局機能情報を削除又は公表の停止（休止されている旨の表示等）を行うことができる。

5 薬局機能情報の公表

（1）薬局機能情報の公表時期

県は、薬局開設者から定期報告のあった薬局機能情報について、毎年、3月31日までに公表する。また、様式第2により修正又は変更の報告を受けた場合は30日以内に公表する。

（2）薬局機能情報の公表方法

県は、インターネットを通して、薬局開設者から報告された薬局機能情報を公表する。

県は、インターネットを利用できない環境にある住民・患者等に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、薬務課等において、書面による閲覧又はPC等のモニター画面での表示等により公表する。

県は、1の目的及び2の情報の取扱いについて、薬局機能情報を公表する際に、インターネットを通じたホームページ上に掲載して公表する。

県は、隣接する府県の公表する薬局機能情報についても住民・患者等が活用できるよう、当該情報を公表しているホームページをリンク先として設定するよう努めるとともに、隣接する府県より薬局機能情報に関するリンクの設定等依頼があった場合は適切に対応するものとする。

6 薬局による情報提供

県は、薬局による情報提供に関して、薬局開設者に対して、以下に掲げる事項について、適切な指導・助言等を行うことにより、本制度の円滑な運営に努める。

（1）薬局開設者は、薬局機能情報について知事に報告するとともに、当該薬局にお

いて閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電磁的方法（電子メール、インターネット、ＰＣ等モニター画面での表示又はＣＤ－ＲＯＭ等の交付）による情報の提供を行うことができる。

（２）県は、薬局開設者が薬局機能情報の提供を適切に行っていない場合には、薬局開設者に対して、適切に情報を提供するように指導することができる。

（３）県は、薬局開設者に対して、当該薬局において、住民・患者等からの薬局機能情報に関する相談・照会等について、適切に対応するように努めるよう指導するとともに、患者から当該薬局以外の薬局に対する相談・照会等があった場合においても、適切な対応に努めるよう指導する。

7 附則

（１）施行期日

この要領は、平成２０年１月１５日から施行する。

（２）経過措置

この要領の施行の際現に薬局の開設許可を受けている者についての報告期日については別途定める。

（３）施行期日

この要領は、平成２０年１０月１５日から施行する。

1. 規則別表第1に掲げる事項

第1 管理、運営、サービス等に関する事項 1 基本情報 (1) 薬局の名称 (2) 薬局開設者 (3) 薬局の管理者（管理薬剤師） (4) 薬局の所在地 (5) 電話番号及びファクシミリ番号 (6) 営業日 (7) 営業時間 2 薬局へのアクセス (1) 薬局までの主な利用交通手段 (2) 薬局の駐車場 (i) 駐車場の有無 (ii) 駐車台数 (iii) 有料又は無料の別 (3) ホームページアドレス (4) 電子メールアドレス 3 薬局サービス等 (1) 相談に対する対応の可否 (2) 対応することができる外国語の種類 (3) 障害者に対する配慮 (4) 車椅子の利用者に対する配慮 (5) 受動喫煙を防止するための措置 4 費用負担 (1) 医療保険及び公費負担等の取扱い (2) クレジットカードによる料金の支払の可否	第2 提供サービスや地域連携体制に関する事項 1 業務内容、提供サービス (1) 認定薬剤師（中立的かつ公共性のある団体により認定され、又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師をいう。）の種類及び人数 (2) 薬局の業務内容 (i) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否 (ii) 一包化薬に係る調剤の実施の可否 (iii) 麻薬に係る調剤の実施の可否 (iv) 浸煎せん薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否 (v) 薬局製剤実施の可否 (vi) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否 (vii) 薬剤服用歴管理の実施の有無 (viii) 薬剤情報を記載するための手帳の交付の可否 (3) 地域医療連携体制 (i) 医療連携の有無 (ii) 地域住民への啓発活動への参加の有無 2 実績、結果等に関する事項 (1) 薬局の薬剤師数 (2) 医療安全対策（医薬品の使用に係る安全な管理のための責任者の配置の有無） (3) 情報開示の体制 (4) 症例を検討するための会議等の開催の有無 (5) 処方せんを応需した者（以下この表において「患者」という。）の数 (6) 患者満足度の調査 (i) 患者満足度の調査の実施の有無 (ii) 患者満足度の調査結果の提供の有無
--	---

2. 県が定める事項

1 基準薬局 2 ファクシミリによる処方せんの受付 3 医療用医薬品の備蓄数 4 一般用医薬品の取扱い 5 その他の物品の取扱い (1) 衛生材料の販売 (2) 医療機器（高度管理医療機器を除く）の販売	6 高度管理医療機器販売及び賃貸業の許可の有無と取扱い品目 7 相談に應對する場所 8 患者の後発医薬品選択に對應できる体制 9 漢方調剤 10 薬学生の調剤実習の受け入れ
--	---